

長野市一般廃棄物処理基本計画

計画期間 令和9年度～令和13年度
(2027年度 ～ 2031年度)

長野市

I 本日の審議内容

赤字部分が本日の審議内容です

第1部 総論

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の法的根拠
- 2 計画の構成
- 3 計画の位置づけ
- 4 適用範囲
- 5 計画期間
- 6 計画の見直し

第2章 長野市の概況

- 1 位置・沿革
- 2 人口・産業

第3章 上位計画

- 1 国の計画
- 2 県の計画
- 3 市の計画

第2部 ごみ処理基本計画 食品ロス削減推進計画

第1章 ごみの現状と課題

- 1 ごみの種類と処理体制
- 2 ごみ減量に関する取組
- 3 前計画及び上位計画に対する評価
- 4 ごみの現状と将来予測
- 5 ごみ処理や取組に関する課題

第2章 計画の枠組み

- 1 基本理念・役割分担
- 2 基本方針
- 3 収集運搬・中間処理・最終処分の体制
- 4 数値目標

第3部 生活排水処理 基本計画

第1章 現状と課題

- 1 生活排水処理の現状
- 2 生活排水処理の課題

第2章 生活排水処理基本計画

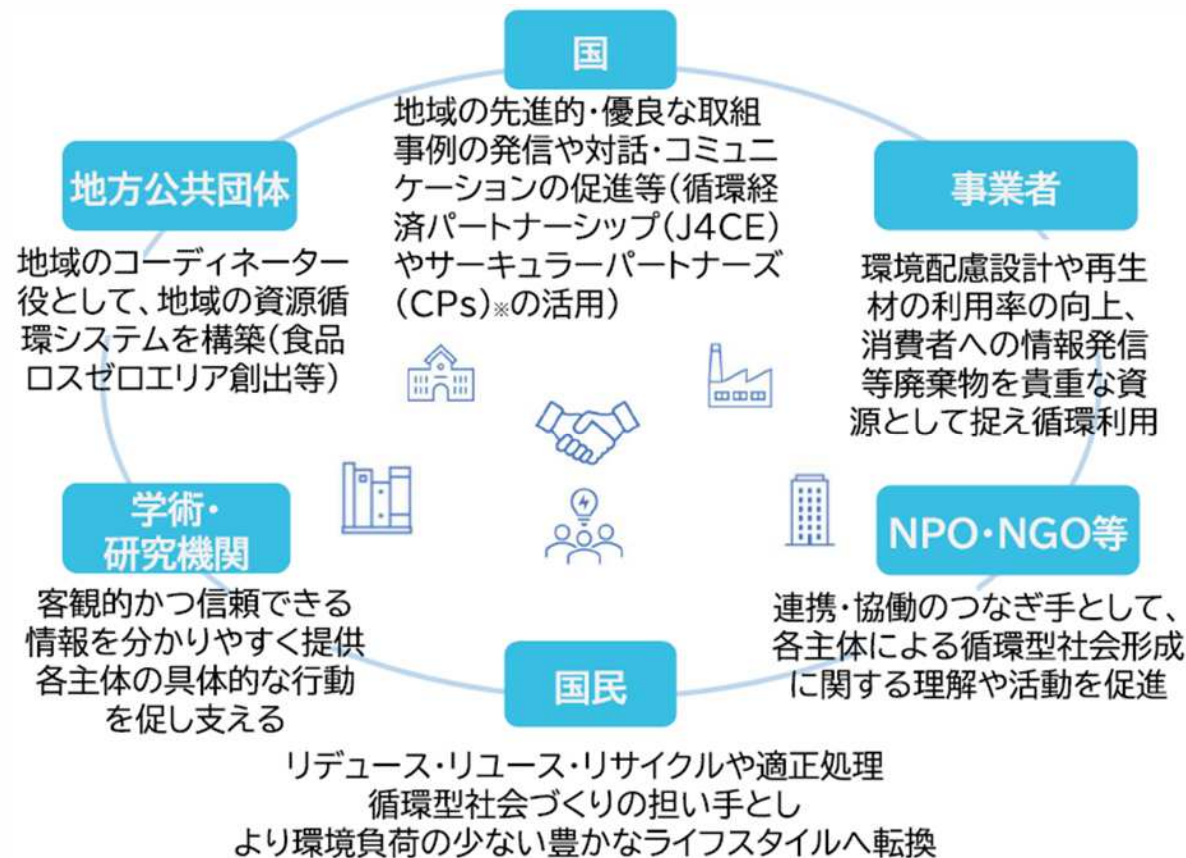
- 1 基本的な考え方
- 2 処理量の見込み
- 3 市民の取組の指針及び施策

2 基本理念・役割分担 素々案 64～68 P

(1) 基本理念 素々案 64 P

ごみの減量に取り組み、資源が循環するやさしいまち

- 循環型社会の形成に向けて、市民、事業者、市が連携し、適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要



環境省
第五次循環型社会形成推進基本計画
パンフレットより抜粋



(2) 各主体の役割分担 素々案 65～68 P

市民の役割 素々案 65、66 P

- ごみを排出する市民一人ひとりの日常生活における行動の重要性を認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら「4 R（Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用、Replace 代替素材への転換）」に努める

▷ 食品ロスの削減

- 食品は適量を購入し、購入した食品は食べ切る、使い切る
- 外食時には適量な注文、食べ残しの削減を心掛ける

▷ プラスチックごみの削減

- 「海洋プラスチックごみ」に対し、問題意識を持ち、解決に向けて努める

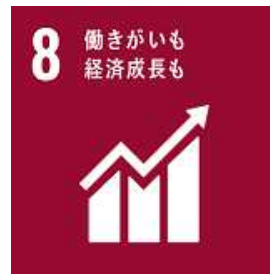
▷ 火災の原因となる製品の適正排出

- スプレー缶、カセットボンベ、ライター、充電式電池を含む電池類の危険性を認識し、適正排出に努める

▷ ごみ集積所の適正な利用と管理

- 集積所は、地区等が定めたルールを守って利用し、協力して維持管理に努める

事業者の役割 素々案 67P



- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて4Rに努める

▷ 分別の徹底

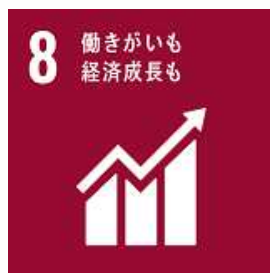
- 排出区分への理解を深め、減量化に取り組むとともに、適切に分別したうえで排出する

▷ 食品関連業者の役割

- サプライチェーン全体で発生している食品ロスの把握及び削減に取り組むとともに、食品循環資源の再生利用等に努める

▷ 廃棄物処理業者の役割

- 排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら廃棄物処理技術にかかる調査研究を行い、取組を進めて4Rに努める



市の役割 素々案 68 P

- 市は、市内の一般廃棄物の状況を把握し、適正に処理するとともに、市民、事業者、県及び国と連携し、市内の4Rを推進する
- 特に市内の食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組むとともに、市民への啓発に努める
- 2050ゼロカーボンの実現の観点を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の推進に努める

▷ 食品ロス削減への取組

- 国の掲げる食品ロス削減目標に向けて、食品ロス削減に向けた取組の推進に努める

▷ 家庭ごみ処理手数料有料制度の検証

- 家庭ごみの減量を目的としている家庭ごみ処理手数料について、本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、原則で3年ごとに点検・見直しを行う

3 基本方針 素々案 69～77 P

(1) 4 Rの推進に関する事項 素々案 69～73 P

- ・ 長野県では、4 Rを推進しており、県内各市町村にも4 Rの推進を求めている
→ 本市においても、市民、事業者、廃棄物処理業者、県及び国と連携し、4 Rの推進に取り組む

家庭ごみの減量・分別の推進

- ・ 市民一人ひとりがごみの減量や分別を実践できるよう周知・啓発に取り組む
- ・ 特にプラスチック製品については、分別区分の見直しを行ったことから、新たな分別の定着に向けた周知を継続する

事業系ごみの減量・分別の推進

- ・ 事業者が排出者としての責任を持ち、ごみの発生段階で徹底的な分別を行い、事業系ごみを減量するよう周知・啓発に取り組む
- ・ 従業員一人ひとりが事業系ごみ全体の削減を図るとともに、事業系食品ロスについても削減を図るよう啓発をする

家庭ごみ処理手数料の適正な負担

- 本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、原則で3年ごとに点検・見直しを行う

地域循環共生圏づくりの推進

- 地域の中で資源物と経済を循環させるよう取り組む

食品ロス削減の推進

- 食品ロス削減基本方針では、令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度の半分まで食品ロスを削減するという目標が掲げられている
- 組成調査を実施し食品ロスの実態把握を進めるとともに、市民に対し情報発信を行い、食品ロスの発生を抑制するよう啓発する

プラスチックスマートの推進

- 市民一人ひとりがプラスチックを使用する者としての責任を持って、使用後は適切な分別を行い、排出するよう啓発する

(2) 収集運搬に関する事項 素々案 73、74 P

住民自治協議会との連携

- 地区役員の協力を得て、家庭用資源物・ごみ収集カレンダーを配布する
- 自治会等が設置・管理するごみ集積所の設置及び改修補助金を交付する

排出機会の確保

- サンデーリサイクル等の拠点回収を継続して排出機会の確保を図る

一般廃棄物収集運搬業許可の検証

- 現存一般廃棄物収集運搬業許可業者により適正な処理（収集運搬）を継続できると判断していることから、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止している
➡ 今後は、社会情勢等を検証・予測して必要に応じて検討

(3) 中間処理に関する事項 素々案 74、75 P

処理ごみ処理体制の支援

- ・ 長野広域連合と連携し、また、継続して地元住民と協議を行い、施設運営を支援する

資源再生センターの計画的な管理運営

- ・ 資源再生センターにおいて、不燃ごみ及び資源物を適正かつ効率的に処理できるよう、施設を計画的に修繕し、かつ安定的に運営する

ごみ処理手数料の適正な設定

- ・ 資源再生センターへ直接搬入する不燃ごみ及び資源物の処理手数料等について、原則で3年ごとに点検・見直しを行う

(4) 最終処分に関する事項 素々案 76 P

長野広域連合最終処分場の施設整備

- ・ 長野広域連合ごみ処理広域化基本計画に基づいて施設整備に協力する

(5) 災害廃棄物対策に関する事項 素々案 76 P

法改正にあわせ今後内容を決定します

(6) 計画推進に関する事項

計画の点検と見直し 素々案 77 P

- ・ 本計画で示した指標（数値目標）の達成状況を評価する
- ・ 社会情勢や制度改正など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適時見直しを行う

4 数値目標 素々案 84～89 P

- 次の指標について、令和 6 (2024)年度の実績値を基準として令和13(2031)年度を目標年度とした数値目標を定める
- また、その目標を着実に達成するため、令和 9 (2027)年度から令和12(2030)年度まで、年度ごとの数値目標を定める

指標名	指標の概要
(1) ごみ排出量	一般廃棄物の年間排出量
(2) 1人1日当たりのごみ排出量	一般廃棄物の年間排出量を同年10月1日の人口と日数で割り、算出する値
(3) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみの年間排出量を同年10月1日の人口と日数で割り、算出する値（資源物を除く）
(4) 家庭系食品ロス排出量（推計値）	本来食べることができるにも関わらず家庭で捨てられる食品の年間排出量
(5) 1人1日当たりのごみ焼却処理量	残渣焼却量を除く年間焼却量を同年10月1日の人口と日数で割り、算出する値
(6) 最終処分量	一般廃棄物及び焼却残渣等の年間埋立処分量

- 各指標の令和13(2031)年度に向けた目標数値を以下のとおりとし、達成を目指して施策を進める

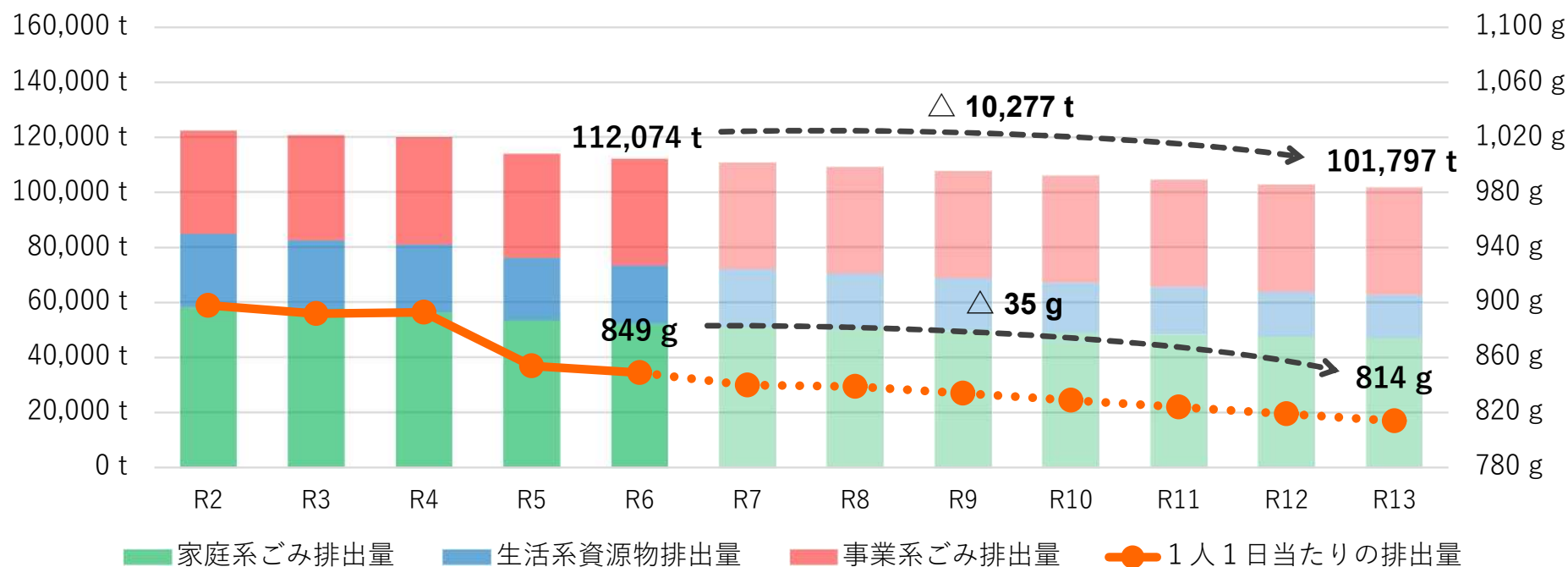
指標名	R6実績値	R13目標値	R12国・県の目標
(1) ごみ排出量	112,074t △ 9.2 %	→ 101,797t	(国) R4年度比 △ 9.0 % (県) R5年度比 △ 10.0 %
(2) 1人1日当たりのごみ排出量	849g △ 4.1 %	→ 814g	(国) 目標の設定なし (県) R5年度比 △ 3.9 %
(3) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	395g △ 4.6 %	→ 377g	(国) 約 478g (県) 目標の設定なし
(4) 家庭系食品ロス排出量 (推計値)	4,114t △ 10.3 %	→ 3,689t	(国) R4年度比 △ 8.5 % (県) 目標の設定なし
(5) 1人1日当たりのごみ焼却処理量	646g △ 4.2 %	→ 619g	(国) 約 580g (県) 目標の設定なし
(6) 最終処分量	1,532t △ 5.4 %	→ 1,450t	(国) R4年度比 △ 5.0 % (県) R5年度比 △ 10.0 %

(1) ごみ排出量、(2) 1人1日当たりのごみ排出量 素々案 84、85 P

- 令和9年度から令和13年度までの目標値は以下のとおり

指標名	R9	R10	R11	R12	R13
(1) ごみ排出量	107,855 t (△ 3.8 %)	106,058 t (△ 5.4 %)	104,544 t (△ 6.7 %)	103,036 t (△ 8.1 %)	101,797 t (△ 9.2 %)
(2) 1人1日当たりのごみ排出量	834 g (△ 1.8 %)	829 g (△ 2.4 %)	824 g (△ 2.9 %)	819 g (△ 3.5 %)	814 g (△ 4.1 %)

() 内は、令和6年度実績を基準とした時の削減率

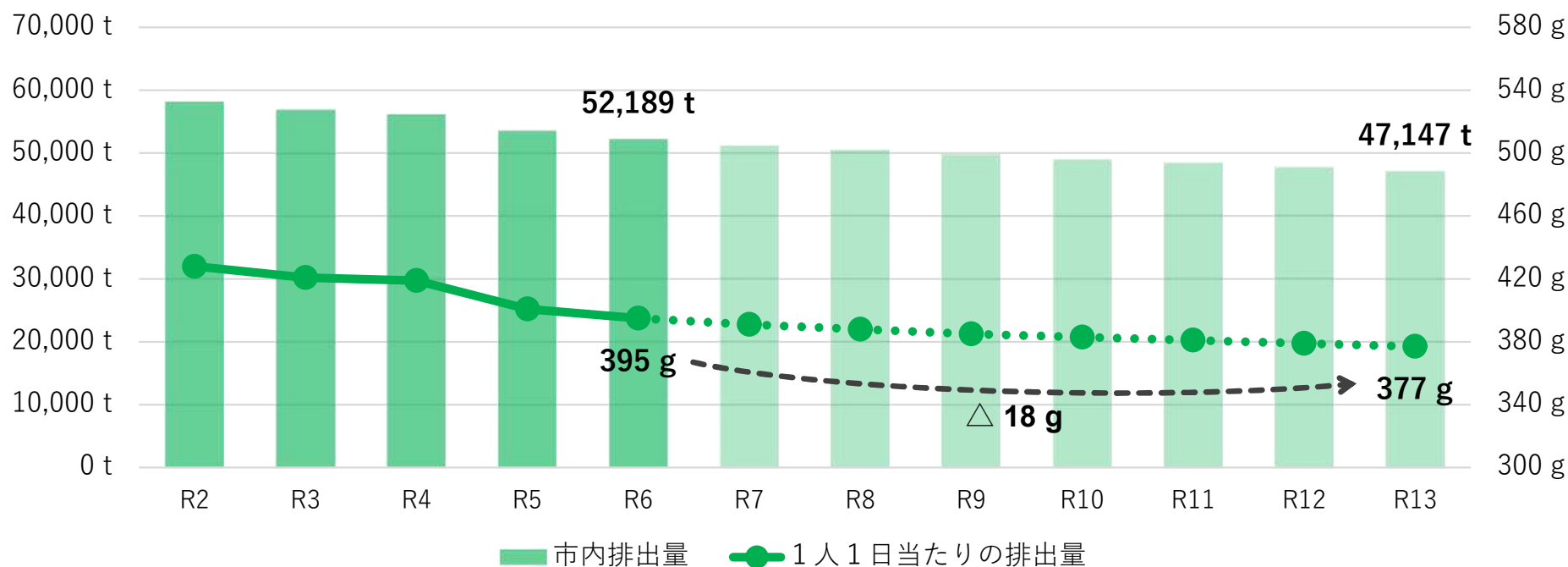


(3) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 素々案 86 P

- 令和9年度から令和13年度までの目標値は以下のとおり

指標名	R9	R10	R11	R12	R13
(参考) 家庭系ごみ排出量	49,789 t (△ 4.6 %)	48,999 t (△ 6.1 %)	48,339 t (△ 7.4 %)	47,681 t (△ 8.6 %)	47,147 t (△ 9.7 %)
(3) 1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	385 g (△ 2.5 %)	383 g (△ 3.0 %)	381 g (△ 3.5 %)	379 g (△ 4.1 %)	377 g (△ 4.6 %)

() 内は、令和6年度実績を基準とした時の削減率

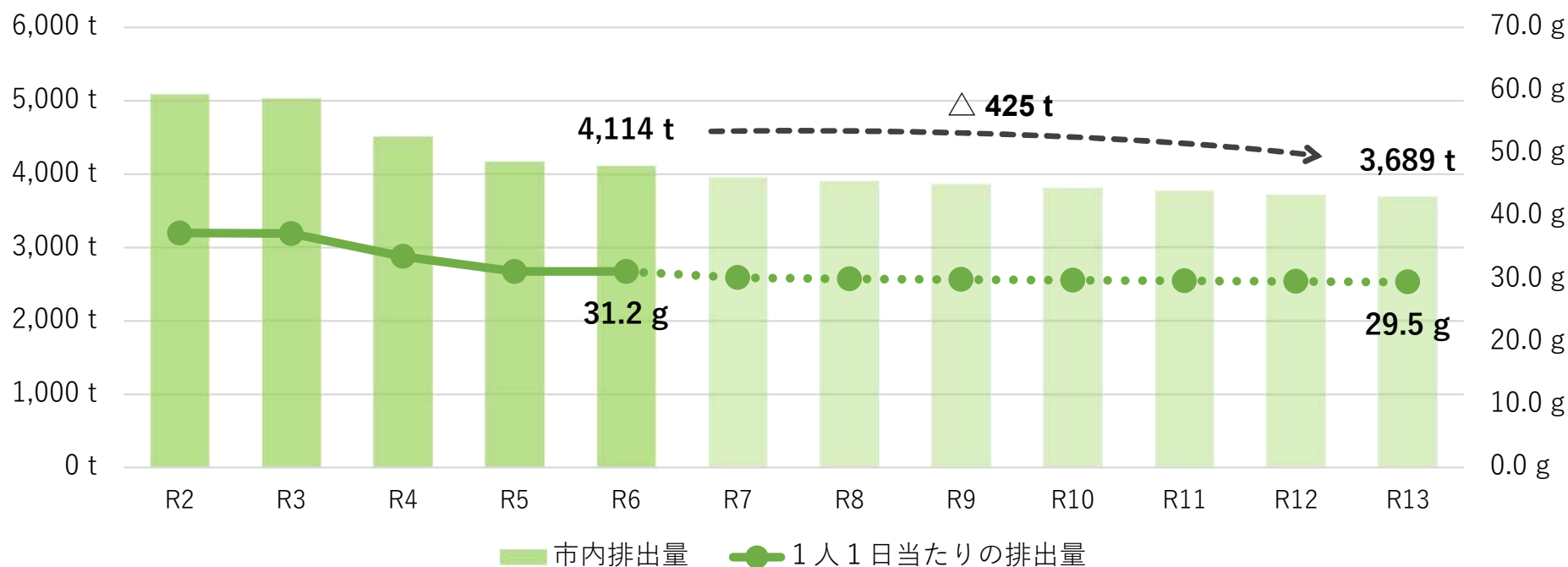


(4) 家庭系食品ロス排出量(推計値) 素々案 87P

- 令和9年度から令和13年度までの目標値は以下のとおり

指標名	R9	R10	R11	R12	R13
(4) 家庭系食品ロス排出量 (推計値)	3,867 t (△ 6.0 %)	3,812 t (△ 7.3 %)	3,768 t (△ 8.4 %)	3,724 t (△ 9.5 %)	3,689 t (△ 10.3 %)
(参考) 1人1日当たりの 家庭系食品ロス排出量	29.9 g (△ 4.2 %)	29.8 g (△ 4.5 %)	29.7 g (△ 4.8 %)	29.6 g (△ 5.1 %)	29.5 g (△ 5.4 %)

() 内は、令和6年度実績を基準とした時の削減率

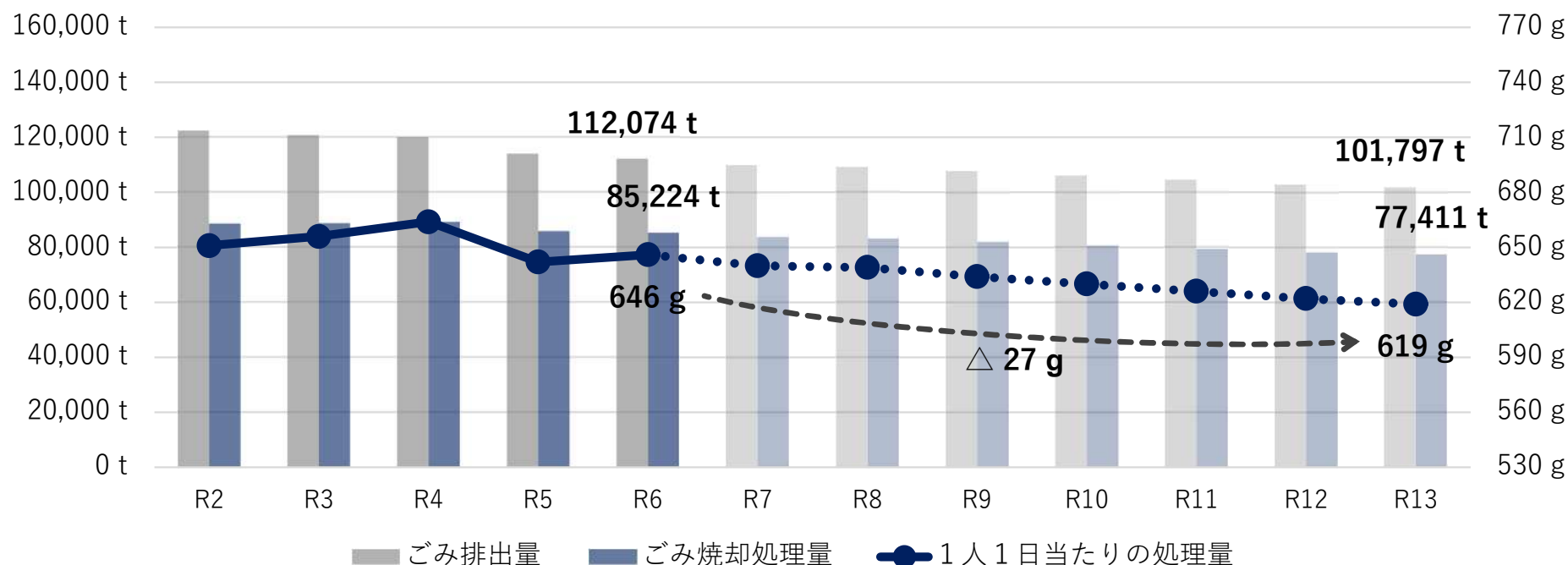


(5) 1人1日当たりのごみ焼却処理量 素々案 88P

- 令和9年度から令和13年度までの目標値は以下のとおり

指標名	R9	R10	R11	R12	R13
(参考) ごみ焼却処理量	81,990 t (△ 3.8 %)	80,599 t (△ 5.4 %)	79,423 t (△ 6.8 %)	78,252 t (△ 8.2 %)	77,411 t (△ 9.3 %)
(5) 1人1日当たりのごみ焼却処理量	634 g (△ 1.9 %)	630 g (△ 2.5 %)	626 g (△ 3.1 %)	622 g (△ 3.7 %)	619 g (△ 4.2 %)

() 内は、令和6年度実績を基準とした時の削減率

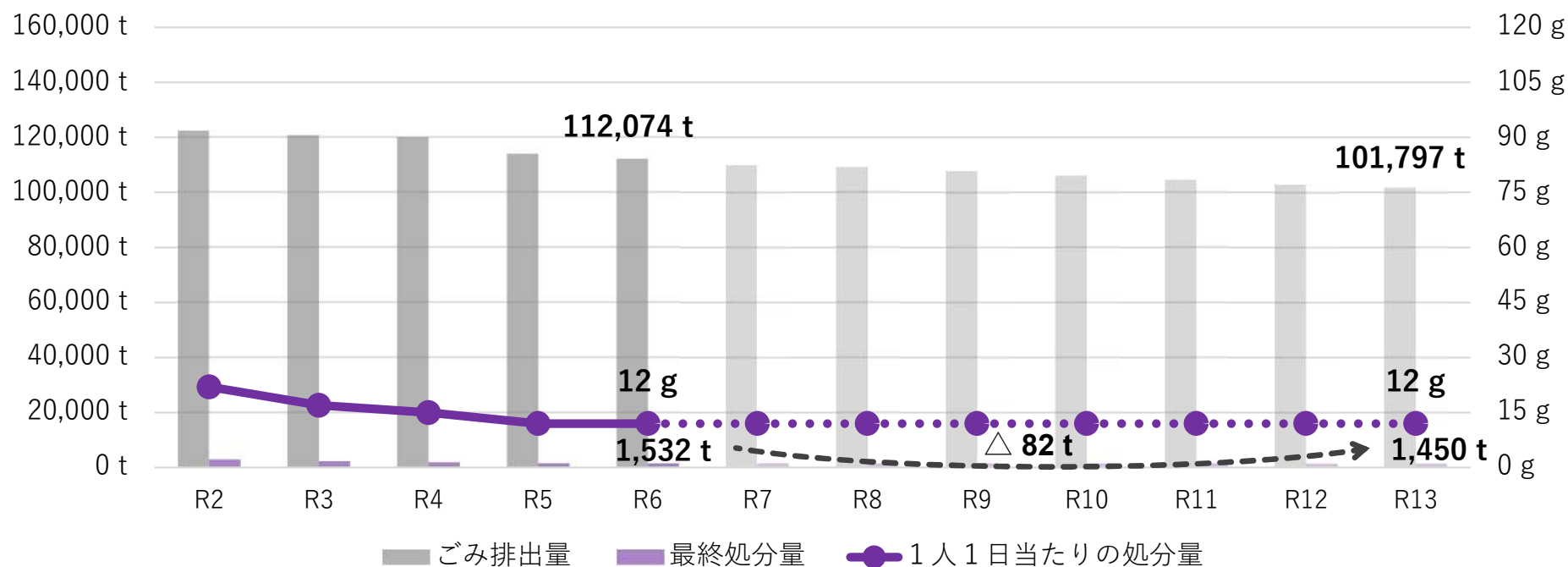


(6) 最終処分量 素々案 89 P

- 令和9年度から令和13年度までの目標値は以下のとおり

指標名	R9	R10	R11	R12	R13
(6) 最終処分量	1,496 t (△ 2.3 %)	1,484 t (△ 3.1 %)	1,472 t (△ 3.9 %)	1,461 t (△ 4.6 %)	1,450 t (△ 5.4 %)
(参考) 1人1日当たりの最終処分量	12 g (△ 0.0 %)	12 g (△ 0.0 %)	12 g (△ 0.0 %)	12 g (△ 0.0 %)	12 g (△ 0.0 %)

() 内は、令和6年度実績を基準とした時の削減率



(1) 基本理念 素々案 96 P

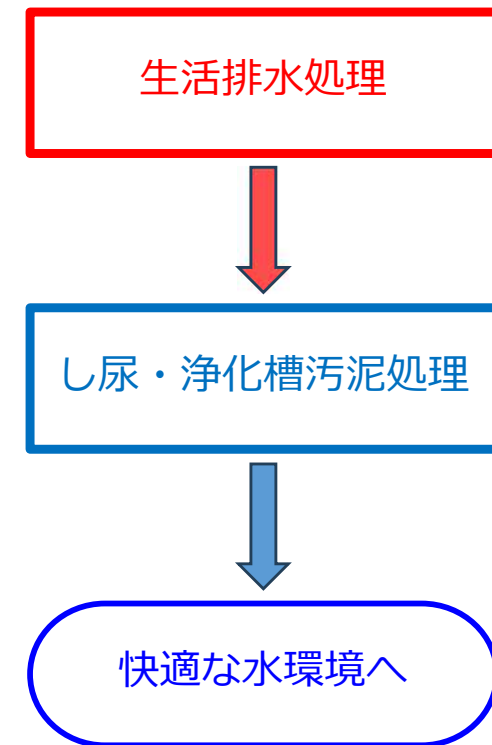
「人と自然が共生する」未来へつながる快適な水環境の保全を目指して

水は生活や産業を支える最重要の資源であり、良好な水環境の整備は、人々に潤いと豊かさをもたらす快適な生活環境に不可欠な大きな要素の一つです。

このため、私たち一人ひとりが適切な排水処理や無理のない節水に取り組み、水を大切にする意識を高めることが求められます。

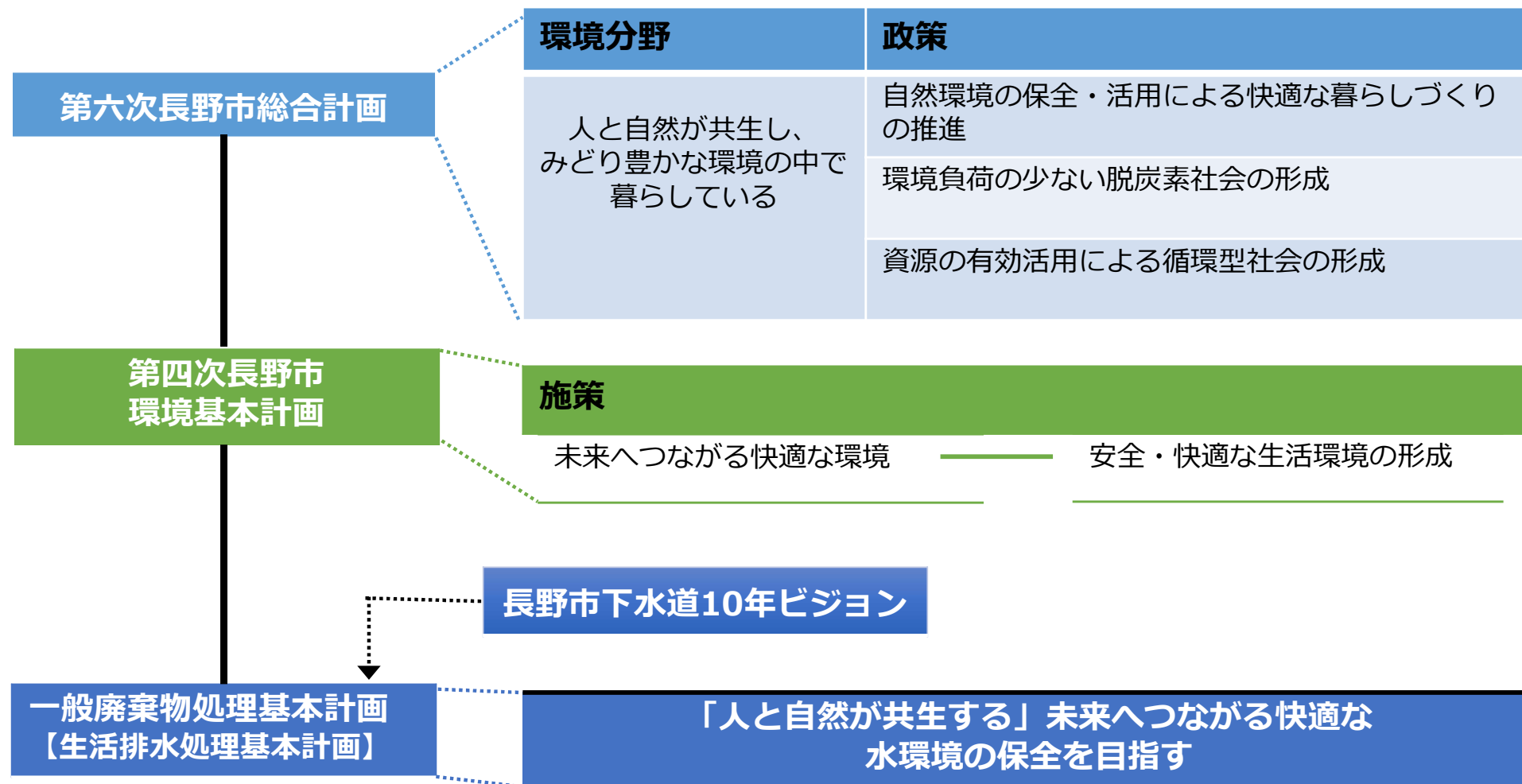
本計画は、生活排水処理の課題を改善し、適切な処理の在り方と方向性を示すことで、

「人と自然が共生する未来へつながる快適な水環境の保全」を目指すことを基本理念とします。



(2)上位計画との整合性 素々案 97P

本計画は、上位計画である「第六次長野市総合計画」をはじめ、「第四次長野市環境基本計画」や「長野市下水道10年ビジョン」との整合性を図る



(3) 基本方針 素々案 94、96、97P

基本理念実現に向け、次の4つの基本方針を定める

生活排水の処理体系

基本方針 1

公共下水道等への接続促進

基本方針 2

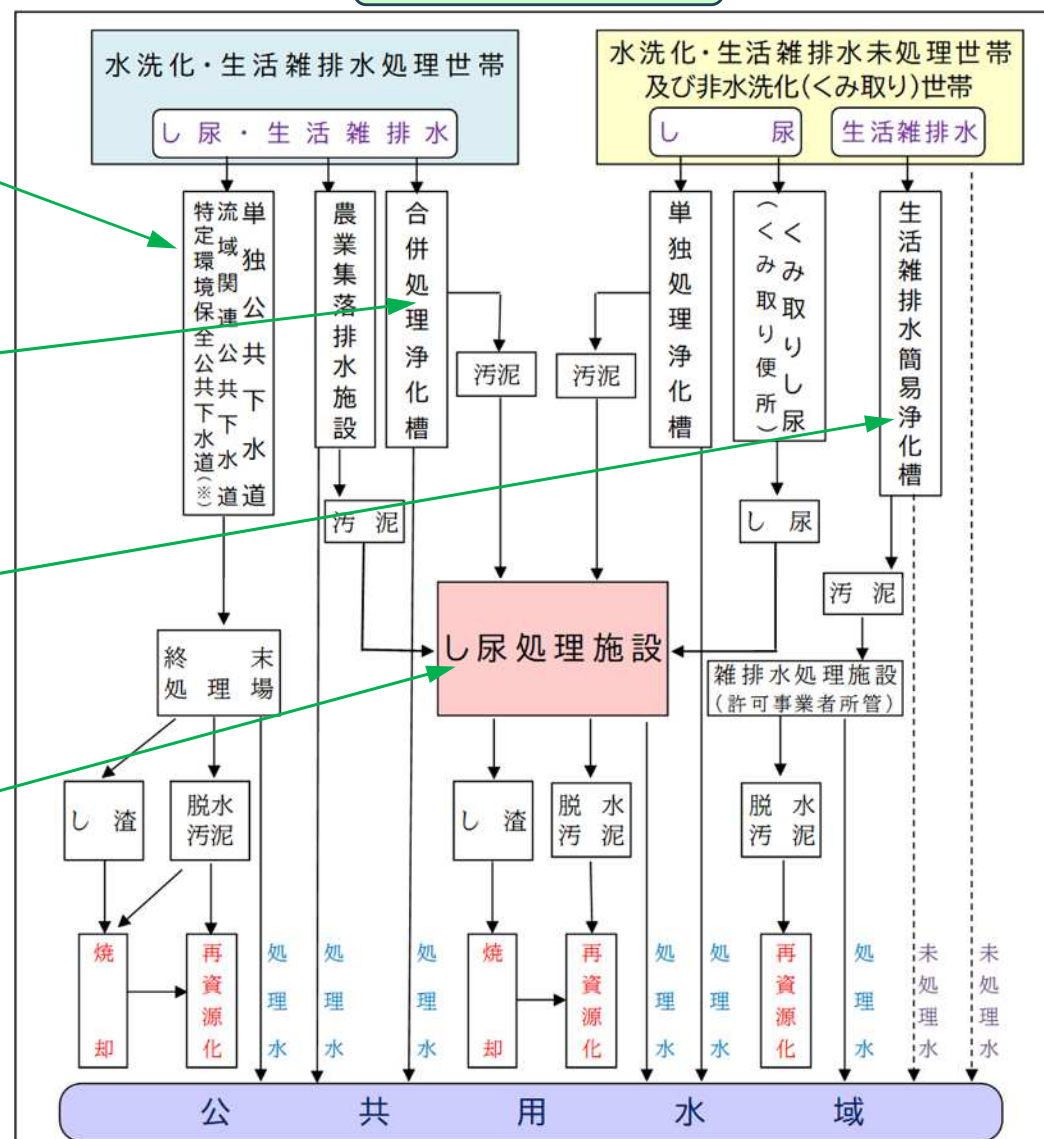
合併処理浄化槽の普及と
維持管理の徹底

基本方針 3

生活雑排水簡易浄化槽の
維持管理の促進

基本方針 4

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集
体制と処理施設の運営



(4) 生活排水処理の課題 素々案 95 P

ア 公共下水道などの整備率と利用促進

- ・ 集合処理と個別処理の整備率(令和7年末時点)
公共下水道などの集合処理 98.8%、合併処理浄化槽の個別処理 55.5%
- ・ 集合処理区域内の未接続家屋への利用・接続および、計画区域外の合併処理浄化槽の設置が必要

イ 合併処理浄化槽等の適正な管理

- ・ 十分な性能発揮に向けた、定期的な保守点検・清掃・法定検査受検が必要
- ・ 水環境保全を図るため、生活雑排水簡易浄化槽の定期的な清掃が必要

ウ し尿収集運搬体制の維持

- ・ 収集運搬量の減少および収集箇所の散在化に対応した、事業継続が可能なし尿収集運搬体制維持のあり方について検討が必要

エ し尿処理施設の運営

- ・ 施設の処理能力に対し、処理量の年々の減少は、低負荷運転による処理の不安定化を招くため、定常運転を維持するための施設運営が必要

(5) 市民の取組の指針及び市の施策

素々案 100、101 P

基本方針に基づく市民の取組の指針及び市の施策を示す



水・衛生



持続可能な都市



海洋資源

ア 市民の取組の指針

- ・ 公共下水道等への接続、または浄化槽の設置による適切な水洗化に努める
- ・ 生活排水による河川の水質保全のため、浄化槽の定期的な清掃に努める

イ 市の施策

(ア)生活雑排水の汚濁負荷低減に向けた取組の普及啓発

- ・ 未水洗化の家庭及び事業所に対し、区域に応じた下水道接続や浄化槽設置に向けた普及啓発を行い、生活雑排水の適切な処理を促進

(イ)浄化槽の適正管理の監視指導

- ・ 合併処理浄化槽などの適正な管理・清掃に関する指導や啓発、並びに生活雑排水簡易浄化槽の定期的な維持管理（清掃等）を促す

(ウ)し尿収集運搬体制の維持

- ・ 収集運搬は、収集量の減少や作業場所の散在化により、事業者の経営環境は厳しさを増すと予想
- ・ 適正な収集運搬体制を継続するため、適切な委託料の見直しに向けて検討

(エ)し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び中間処理施設の維持管理

- ・ し尿処理施設から発生する汚泥の脱水、堆肥化を進め、引続き再資源化を図る
- ・ 処理量などの変化に対応するため、施設の適切な維持管理を継続的に実施

(6) 処理量の見込み 素々案 98、99 P

ア 生活排水処理形態別人口の見込み

単位：人

区 分		基準年度令和 7 年度	目標年次令和13年度
1	計画処理区域内（行政区域内）人口（A）	357,781	347,603
2	水洗化・生活雑排水処理人口（B）	345,530	337,214
	(1) 単独・流域関連公共下水道	322,304	316,191
	(2) 特定環境保全公共下水道	11,498	10,808
	(3) 農業集落排水施設	5,581	4,913
	(4) 合併処理浄化槽	6,147	5,302
	戸別浄化槽	2,378	2,146
	個人浄化槽	2,134	1,929
	下水道区域内個人浄化槽	1,635	1,227
	生活排水処理率（B/A）	96.6%	97.0%
3	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	715	606
4	非水洗化人口（くみ取り）	11,536	9,783
5	計画処理区域外人口	0	0

※計画処理区域内（行政区域内）人口（A）に占める水洗化・生活雑排水処理（下水道等処理している）人口（B）の比率

イ し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

単位：KL

区 分		基準年度 令和 7 年度	目標年次令和13年度
計画年間処理量		25,521	21,774
	し尿	14,977	12,657
	浄化槽汚泥（単独・合併・農業集落排水施設）	10,544	9,117

6 今後のスケジュール

年度	令和 8 年度											
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
審議会	【第 2 回】 6 月 1 日(月)			【第 3 回】 9 月 1 日(火)		【第 4 回】 10 月 6 日(火)		← パブリック コメント 12 月 1 日～28 日 →		【第 5 回】 1 月中旬 【答申】 1 月 28 日(木)		
審議内容	○ごみ量予測 ○課題整理			○基本理念 ○施策 ○数値目標 ○生活排水処理 基本計画		○パブリック コメント案		○答申案				
事務局	計画素案			パブコメ素案		計画案						
計画策定・公表												